

基本方針Ⅳ だれもがつながる地域づくり

基本方針Ⅳでは、「自分らしく暮らせる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、複雑化・複合化する課題へ対応するため、多様な主体が「丸ごと」繋がることによる、誰一人取り残されない包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

社会情勢の変化や価値観の多様化などにより、孤独・孤立問題等の課題が顕在化してきました。こういった複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するため、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代にとらわれることなく相談を受け止め、解決につなげる支援体制を構築します。

取組の主な対象

地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など

取組の視点 Ⅳ-1

▶ 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める

【取組13】 複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実

本市では、地域だけでは対応が困難な課題を、各区役所やまちづくりセンター、様々な支援機関等が受け止め、適切な支援に繋がられるよう、分野横断的な支援体制の整備を推進してきました。しかし、近年では8050問題やヤングケアラーなどに代表されるような、複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」にある課題への対応が求められています。

そこで、複合的な課題を抱える方や制度の狭間にいる方へ適切な支援が行き届くよう、「高齢者支援センターささえりあ」をはじめとした各相

談支援機関などの引き続きの充実を図ることで、その解決に向けた包括的な支援を推進するとともに、各相談支援機関等において、個人や世帯が抱えた課題の状況に応じた適切な支援が可能となるよう、分野を超えた連携を促進し、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。

(主な事業や取組) 事業の実施主体〔○〕 連携・協力団体〔◇〕

事業名等	事業概要						
困難な課題を抱える女性支援事業	男女共同参画課相談室に女性相談員を配置するとともに、民間DVシェルターへの支援、DV防止啓発や法律相談、相談員研修会等を開催するほか、困難な課題を抱える女性への支援体制を充実させる。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○		○		○	○	市内全域
権利擁護のための地域連携ネットワーク	成年後見制度の利用促進の中核機関として「熊本市成年後見支援センター」を委託により運営する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○			○		市内全域
地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）	地域の介護予防事業のマネジメントや高齢者に対する総合相談支援等を担う、地域包括ケアシステムの中核的機関である地域包括支援センター。本市では、「高齢者支援センターささえりあ」という名称で日常生活圏域ごとに27箇所設置し、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）、生活支援コーディネーターを配置。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○						日常生活圏域（地域包括ケア圏域）
障がい者相談支援センター	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい者やそのご家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○						市内全域

事業名等	事業概要						
福祉総合相談	市民から寄せられる様々な福祉の相談を受け付け、担当相談窓口や関係機関と連携をとりながら、問題解決を図る。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
熊本市生活自立支援センター 熊本市福祉相談支援センター	中央区、東区、南区に「熊本市生活自立支援センター」を設置し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、各区福祉課（中央区には「熊本市福祉相談支援センター」を設置）にて「福祉に関する総合相談」を実施することで、ワンストップでの相談機能を強化している。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎	○			○		市内全域
ようこそ赤ちゃんプロジェクト (出産・子育て応援交付金事業)	妊娠時から、妊婦や低年齢期の子育て世帯に寄り添い、必要な支援につなぐ「陣走型相談支援」の充実を図るとともに、妊娠期・出産期の「経済的支援」を一体として実施する事業を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所がない子どもたちを対象に安心・安全な居場所の提供を行い、子どもとその家族が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
妊産婦等生活援助事業	予期せぬ妊娠等について悩む妊婦のための相談窓口の設置を行うほか、各区保健子ども課等と連携しながら特定妊婦等への支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
子育て世代包括支援センターの管理運営	妊娠届出を受け、親子（母子）健康手帳の交付を行う。専門職等が面接を行い、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援に繋げる。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
助産・母子生活支援施設設置事業	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入所させて助産を行うほか、保護または自立促進を必要とする母子の母子生活支援施設への入所措置を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域

事業名等	事業概要						
地域担当職員の配置	平成29年度（2017年度）から、各まちづくりセンターに、概ね2小学校区に1名の地域担当職員を配置。地域担当職員は、地域力の向上を目的に、地域からの相談対応、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援等を行うとともに、地域課題解決に向けた取組を通じて、地域の自主自立のまちづくりを推進する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						小学校区
スクールソーシャルワーカー配置事業	いじめや不登校をはじめ生徒指導上の諸課題への積極的予防及び解消のためスクールソーシャルワーカーが家庭や関係機関との連携を図り、こどもに関わる課題や環境の改善を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
スクールカウンセラー配置事業	いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導上の諸課題への積極的予防及び解消のため、専門的カウンセリング等による対応を行うスクールカウンセラーを配置する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
発達・就学に関する教育相談事業（教育相談等経費）	臨床心理士や言語聴覚士等の専門相談員とも連携しながら適切な教育相談を実施し、児童生徒の健全な成長を支援する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
学校教育に関する相談事業（学校教育コンシェルジュ設置経費）	保護者からの学校教育に関するあらゆる相談に応じる学校教育コンシェルジュを置き、中立的な立場で学校と保護者の課題解決を図る。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	権利擁護・総合相談として、日常生活における判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス利用援助、後見人の受任等を行う権利擁護事業、生活福祉資金等の貸付けや民間賃貸住宅への入居時の保証等の総合相談事業を通じて多様な生活課題を抱えている方々が地域で安心して生活を送るための支援を行うとともに、地域福祉活動支援として、民生委員児童委員や校区社会福祉協議会等からの相談対応、事業支援等を通じて地域福祉活動の活性化に向けた支援を実施。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	◎	○	○	○	○	市内全域

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは、地域で暮らす人々の生活を支える専門職です。高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、様々な人々の抱える課題に対して、相談に応じたり、必要なサービスにつなげ、より良い生活を送れるよう支援します。

また、地域の福祉サービスやボランティアなど、必要な資源を繋ぎ合わせ、地域住民同士の支え合いを促進したり、新しい福祉サービスの創出を図ったりするなど、地域全体でより良い福祉を実現するための活動を行います。

市民
アンケート

<「UCLA孤独感尺度※」に基づく市民アンケート>

※「自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか」

「自分は取り残されていると感じることがありますか」

「自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか」

3つの
質問を
スコア化

孤独の 程度 ↑高い ↓低い	全体		
	R6熊本市	R5全国	差異
10~12点 (常にある)	3.1%	6.9%	-3.8pt
7~9点 (時々ある)	34.3%	40.1%	-5.8pt
4~6点 (ほとんどない)	31.9%	38.5%	-6.6pt
3点 (決してない)	28.2%	13.7%	14.5pt
無回答	2.4%	0.8%	1.6pt

出典:第5次計画 策定アンケート調査結果
及び内閣府「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」

【取組14】 官民連携による孤独・孤立対策の推進

地域のつながりが希薄化する中、コロナ禍における行動変容等によって、孤独・孤立に関する問題が全国的に顕在化しています。孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも生じ得るものであり、行政だけでは、すべての方へ支援を行き届けることが困難な課題でもあります。

そこで、こうした課題に対応するため、NPO団体等多様な主体との連携・協働による孤独・孤立対策プラットフォームの枠組みの拡大や、地域協議会の設置等に取り組み、多様な支え手の連携・協働による孤独・孤立対策を推進します。

また、見守り等にあたっては、ICTの活用についても検討が必要です。

(主な事業や取組) 事業の実施主体「○」連携・協力団体「◇」

事業名等	事業概要					
孤独・孤立対策	「孤独・孤立」の問題に対して、関係機関と連携した支援体制の構築や広く市民に広報啓発等を行う。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「◇」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
火の国会議	○	○	○	○	○	市内全域
	くまもと災害ボランティア団体ネットワーク (KVOAD) が開催している「火の国会議」において、参加している人と行政、関係機関が、孤独・孤立化している被災者等支援者への支援情報を共有し、必要な支援等につなげる場としている。					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「◇」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○	○	○	○	○	市内全域
アートの力を生かしたまちづくり事業	文化芸術を介し、人と人とのつながりをつくり、孤独・孤立の予防・解消や地域住民のウェルビーイングの向上をめざすとともに、その効果を測り実証する。(文化的処方の実施)					
	事業の実施主体「○」		連携・協力団体「◇」		主な活動の単位	
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	○	○	○	○	○	市内全域

熊本市孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて

コロナ禍において深刻化している孤独・孤立に関する多様な相談等に対応していくため、令和4年度(2022年度)に「熊本市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(孤独・孤立PF)を設置しました。

行政とNPO団体等が連携・協働して、様々な問題や悩みを抱えている方や相談先が分からず困っている家族等が気軽に相談できるよう、また、行政サービスだけでは不足する支援をNPO団体等の民間の力と合わせ、協力した支援を行っています。

今後も、孤独・孤立PFへの参加団体(NPO、民間企業、社会福祉団体等)を幅広く募り、情報発信や普及啓発等を行いながら、様々な相談に対応していきます。

○孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ロゴマーク」



出典:内閣府孤独・孤立対策推進室ホームページ

取組の視点 IV-2

▶多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる

【取組15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援

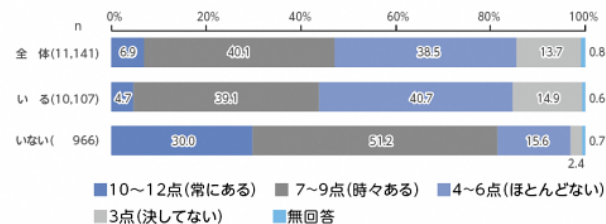
地域には、自宅に閉じこもりがちな高齢者、ひきこもりの若者、介護

や育児をひとりで抱え込んでいる介護者や保護者、ヤングケアラー、生活困窮者、孤独・孤立に悩んでいる人等が存在します。

また、アンケート調査の中では、身近な問題を「相談しない」「相談先がわからない」との回答が多く、特に孤独・孤立の状態にある方等は「相談相手がいない」傾向にあるなど、支援を必要とする方へ、適切な支援を届けることが課題となっています。

そこで、高齢者、障がい者、生活困窮者等の分野ごとに市全体のニーズの把握や課題の整理、各種事業の進捗管理、推進体制の整備等を協議するための協議体を整備するとともに、協議体間の情報共有・連携体制の強化を図り、「予防」の観点からのアプローチ等も行いながら、当事者等の早期把握や支援に取り組みます。

【図1-41】不安や悩みの相談相手の有無別孤独感（間接質問）

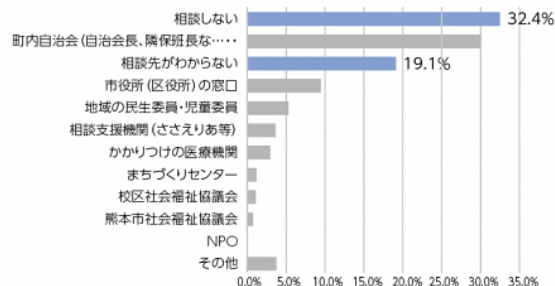


出典:内閣府「令和5年度 人々のつながりに関する基礎調査」



市民
アンケート

＜問＞あなたは、地域における問題について、誰に相談していますか。
あてはまるものを全て選んでください。



出典:第5次計画 策定アンケート調査結果

(主な事業や取組) 事業の実施主体「○」連携・協力団体「◇」

事業名等	事業概要						
協働委託(地域委託)の実施	NPOの持つ専門性や、町内自治会等地域団体の持つ地域力等を活用して、より効果的できめ細かな事業を進めるため、NPO団体や地域団体と行政が契約を結び事業を実施する手法であり、主に地域の公園管理や、相談事業等の業務委託を実施する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
					○		町内自治会・隣近所
復興ボランティアの連携推進	NPOとの連携による、被災者の日常生活支援や被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援等を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○				○	○	市内全域
熊本市社会福祉審議会	社会福祉法に基づき設置する、社会福祉に関する事項を調査審議する附属機関。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○	○	○	○		市内全域

事業名等	事業概要						
地域協議会	社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が、地域公益事業(住民に対し無料・低額料金で需要に応じた福祉サービスを提供する事業)を行う場合に、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴取するために開催する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○			○		市内全域
生活困窮者関係機関等連絡会議	地域における生活困窮者への支援体制に関する課題について、庁外を含めた関係機関と情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。 【庁外関係機関】社会福祉法人 市社会福祉協議会、社会福祉法人 グリーンコープ、法テラス熊本、熊本市地域包括支援センター連絡協議会、熊本市居住支援協議会、熊本市公共職業安定所、くまもと若者サポートステーション、熊本市民生委員児童委員協議会						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○	○		○		市内全域
地域包括ケアシステム推進会議	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム(地域において医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する体制をいう。)の推進を図ることを目的とし、日常生活圏域レベル、区レベル、市レベルで設置。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○	○	○	○	○	日常生活圏域(地域包括ケア圏域)
認知症施策総合推進事業	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人が容態に応じた必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制構築を図る。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○	○	○	○	○	○	各区
熊本市障がい者自立支援協議会	障がい者及び障がい児が、能力及び適正に応じ、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、適正な相談支援事業の実施、地域の関係機関によるネットワークの強化及び社会資源の開発、改善等を推進することを目的として設置する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○						市内全域
熊本市障害者施策推進協議会	障害者基本法に基づき設置する本市の附属機関で、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議等を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	○						市内全域

事業名等	事業概要					
精神障がい者が地域生活に移行するための取組	精神障がい者の地域移行支援について、課題等の情報を共有し、関係機関との連携により、精神障がい者への支援体制を整備することを目的に協議等を実施する（熊本県精神障がい者自立支援協議会へ意見等を反映する）。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
精神障害がいの者の社会復帰及び自立、並びに社会参加のための会議	精神障害がいの者の社会復帰及び自立、並びに社会参加の促進を図るため、熊本県精神保健福祉連絡協議会を設置する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
熊本市自殺対策連絡協議会	本市における自殺者数の減少を図るため、関係機関等が連携し、自殺対策を総合的に推進することを目的として、熊本市自殺対策連絡協議会を設置する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
自殺対策の取組	本市における自殺予防対策事業を行い、自殺対策の推進を図る。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
妊娠・出産包括支援事業	地域における切れ目のない妊娠・出産支援強化のため、こども家庭センターにて、関係機関と連携・情報共有を図り、切れ目のない支援を実施する。 妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、地域の実情に応じて、子育てに関する相談支援を行うとともに、妊娠婦を支える地域の包括体制の構築を行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	市内全域
子育てほっとステーションネットワーク会議	市全体や区ごと等に会議や研修会を開催するほか、虐待予防に関する研修会等を実施する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	市内全域
要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦の早期発見・適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成する。 各区こども家庭センター（保健こども課児童支援班）が調整担当機関となり、個人情報保護の要請と関係機関の情報共有のあり方、関係機関相互の連携や役割分担、その調整を行う機関等の責任体制を明確化している。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎		○	○	○	○
						各区

事業名等	事業概要					
地域療育への支援	ネットワーク型発達支援システムの構築や地域の支援体制の充実等のため、会議開催や発達支援ネットワークづくり等の取り組みを行う。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎				○	
児童虐待防止対策支援事業	児童虐待に対して、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な対応を可能とする体制を確保する。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域
業務中に虐待が疑われる事例があった場合の関係機関への情報提供	救急業務中に虐待が疑われる事例があった場合、速やかに関係機関（搬送医療機関、各区役所保健子ども課、児童相談所）に報告するとともに、消防局児童虐待防止チェックリストを活用し、虐待の早期発見に努めている。あわせて、児童虐待防止対応フローを定め、組織内連絡体制を職員に周知している。					
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民
	◎					市内全域



地域包括ケアシステム推進会議

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、今後は、医療・介護人材の確保がますます困難となる一方で、医療や介護のニーズはさらに増加すると見込まれているため、高齢者を地域全体で支える仕組みである「地域包括ケアシステム」をさらに充実させる必要があります。

このような中、熊本市では、平成30年度から保健・医療・介護・地域などの関係団体からなる「地域包括ケアシステム推進会議」を日常生活圏域、各区、地域の各階層に設置し、各階層の会議を連携させることで、各日常生活圏域から各区へ、そして市域へと地域課題を抽出して、情報共有を図るとともに、地域課題の解決に向けた様々な取組について、関係者で検討を進め、具体的な取組を実施しています。



地域包括ケアシステム推進会議風景

【取組16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

周囲になかなか相談できない人が抱える課題については、地域で実際に生活していたり、課題を抱えている人の身近にいたりしなければ早期の発見が難しい場合がほとんどであり、また、早期把握につながったとしても、認知症高齢者や知的・精神障がい者等への支援は、専門的な知識が不可欠です。

そのため、支援を必要とする方のところへ直接出向き、問題を把握し、必要な支援につなぐため、専門機関等によるアウトリーチによる支援等を通じた継続的な支援に取り組みます。

(主な事業や取組) 事業の実施主体「◎」連携・協力団体「○」

事業名等	事業概要						
同行支援	移動に著しい困難を有する視覚障がい者(児)の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援等の便宜を供与する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
居宅介護	日常生活を営むのに支障がある障がい者(児)への入浴や排泄、食事の介護等の居宅サービスを提供する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり、常時介護を要する障がい者への入浴や排泄、食事の介護等の居宅サービスを提供する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域

事業名等	事業概要						
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする方が在宅医療と介護サービスを一体的に受けられるよう、在宅生活を支援する医療機関と介護サービス事業者などの関係者との協議や研修等を行い、連携を推進する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安を抱える子育て家庭及び妊産婦・ヤングケアラーがいる家庭へホームヘルパー等が訪問し、家事・育児等の支援を行う。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						各区
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師、助産師等が、その居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						各区
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭・寡婦及び父子家庭の者が、進学や疾病、冠婚葬祭等により一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要となる場合に、登録された家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話等を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
訪問指導事業	校区を担当する保健師が、乳幼児から高齢者の健康支援のため、家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。また、本人及びその家族の健康の保持増進を図る。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域
地域生活支援員	専門的な知識を有する職員の指示のもと、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の自宅や施設を定期的に訪問し、安心して生活できるように援助する。						
	市	市社協	民生委員	校区社協	地域団体等	地域住民	主な活動の単位
	◎						市内全域

地域生活支援員

地域生活支援員は日常生活自立支援事業における専門員(市社会福祉協議会の職員)と協力し、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう定期的な訪問を行い、本人の意思を尊重しながら地域住民の目線で見守り支援を行う活動です。

日常生活自立支援事業とは、認知症や障がいにより一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と本人との「契約」に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理や重要書類の預かり・保管などの支援を通して高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。



地域生活支援員訪問の様子

【基本方針Ⅳの成果指標】

成果指標	基準値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度
「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数(年間)	1,336件	1,621件	2,000件
健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合	49.9%	55.0%	60.0%
孤独感の程度が高い市民の割合	37.4%	32.1%	25.0%